

令和5年度の住民税均等割のみ課税世帯などを対象に
「物価高騰臨時特別給付金」を支給
 低所得の子育て世帯への追加支給も行います

物価高騰による負担増を踏まえ、家計への影響が大きい令和5年度住民税均等割のみ課税世帯を対象に、物価高騰臨時特別給付金として、1世帯当たり10万円を支給します。

令和5年度住民税均等割のみ課税世帯のうち、対象と思われる世帯の世帯主に申請書類（確認書）などを順次郵送しますので、手続きをお願いします。

また、18歳以下の児童を扶養している低所得の子育て世帯を対象に、児童1人当たり5万円を支給します。

詳しくは、市HPをご覧くださいか、物価高騰臨時特別給付金コールセンター（☎77-2611 平日の午前8時30分～午後5時15分）へ。



市HP

物価高騰臨時特別給付金の概要	
①住民税均等割のみ課税世帯（支給額：1世帯当たり10万円）	
対象世帯	令和5年12月1日時点において、大垣市に住民票があり、世帯全員が令和5年度住民税均等割のみ課税者で構成される世帯または住民税均等割のみ課税者と住民税均等割非課税者で構成される世帯 ※ただし、次の①～③のいずれかに該当する世帯は除く ①世帯の全員が、住民税均等割が課せられている他の親族などの扶養を受けている世帯 ②租税条約による住民税の免除を届け出ている人がいる世帯 ③すでに他の市区町村で10万円の給付を受けている世帯
手続方法	対象と思われる世帯主へ申請書類（確認書）などを2月下旬から順次郵送しますので、内容を確認して必要事項を記入のうえ、同封の返信用封筒で3月1日（金）から5月31日（金）までに返送してください ※確認書が届いた人は、電子申請可
②低所得の子育て世帯（支給額：対象児童1人当たり5万円）	
対象世帯	物価高騰臨時特別給付金を受給した「令和5年度住民税非課税世帯」および「令和5年度住民税均等割のみ課税世帯」のうち、18歳以下の児童を扶養している世帯
対象児童	令和5年12月1日時点において、原則、同一世帯にいる18歳以下（平成17年4月2日以降生まれ）の児童 ※基準日以降に生まれた新生児も対象となります
手続方法	対象と思われる世帯の世帯主へ支給通知書を2月下旬から順次郵送しますので、内容を確認してください

令和6年能登半島地震災害義援金へ
 ご寄附いただきました（団体・企業）

次の団体、企業の皆さんから令和6年能登半島地震災害義援金（令和6年2月15日現在）を日本赤十字社大垣市地区へお寄せいただきました。この他、個人の皆さんからも多数のご寄附をお寄せいただいています。ありがとうございました＝敬称略、順不同＝。

日本赤十字社大垣市地区に寄せられた
 義援金の総額(令和6年2月15日現在)

22,615,567円

- ▷墨俣校区体育振興会 5,500円
 ▷大垣北高校二十回生同窓会 4万8,500円
 ▷南頰町5丁目安井町1丁目自治会 5万円
 ▷日興電気 3万円
 ▷太平洋精工(株) 100万円
 ▷太平洋精工(株)従業員一同 8万4,000円
 ▷(株)クリエストン 100万円
 ▷浅草連合自治会 6万円
 ▷洲本連合自治会 13万円
 ▷大垣市女性団体懇話会 2万2,690円
 ▷西部研修センター（教室） 1,334円
 ▷外野自治会 2万円
 ▷十六町町民一同 14万6,000円
 ▷大垣職業訓練協議会 3万円
 ▷(一社)大垣青年重役会 7万5,960円
 ▷イビデン(株) 200万円
 ▷圓通寺檀信徒 3万円
 ▷竹島町自治会 7万7,500円
 ▷サンメッセ(株) 150万円
 ▷東洋パッキング(株) 100万円
 ▷大垣保護区保護司会・大垣地区更生保護女性会 4万2,700円
- ▷大垣日本大学高等学校生徒会 25万5,073円
 ▷OKB大垣共立銀行グループ 500万円
 ▷OKB大垣共立銀行グループ 役職員 310万9,276円
 ▷大垣工業高等学校吹奏楽部 3万6,641円
 ▷家庭倫理の会大垣市 18万2,105円
 ▷西小学校PTA 3万8,000円
 ▷睦産業(株) 110万円
 ▷安井連合自治会 10万円
 ▷眞福寺 7万2,000円
 ▷東高橋自治会 8万8,000円
 ▷赤坂中学校生徒会 9万4,110円
 ▷東海サーモ(株) 100万円
 ▷東海サーモ(株)従業員一同 5万4,843円
 ▷新緑園自治会 8,600円

義援金を受け付けています
 日本赤十字社大垣市地区では、能登半島地震の義援金を受け付けています。
 募金箱は、市役所、上石津・墨俣地域事務所、各市民サービスセンターなどに設置しています。
 詳しくは、社会福祉課（☎47-7256）へ。

審議会などの傍聴ができます		
定例農業委員会		担当：農業委員会事務局（☎47-8614）
3 / 5（火）	14:00～	市役所 8 階 大会議室
・農地の権利移動や転用について ほか		

春の全国火災予防運動

3月1日～7日

「火を消して 不安を消して つなぐ未来」を統一防火標語に、春の全国火災予防運動が、3月1日から7日まで全国一斉に展開されます。

まだまだ暖房器具を使う機会が多く、空気が乾燥するこの季節は、火災が発生しやすい時季です。火災予防やいざという時のために、次の10項目の実践を心がけましょう。

詳しくは、大垣消防組合消防本部予防課（☎87-1512）へ。



大垣市議会議長賞・川口沙弥さん（南中学校3年）の作品

- <4つの習慣>
 ◎寝たばこは、絶対しない、させない
 ◎ストーブの周りに燃えやすいものを置かない
 ◎こんろなどを使うときは、火のそばを離れない
 ◎コンセントはほこりを清掃して、不必要なプラグは抜く
- <6つの対策>
 ◎火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろなどは安全装置が付いた機器を使用する
 ◎火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を設置する
 ◎火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓して、寝具や衣類、カーテンは防災品を使用する
 ◎火災を小さいうちに消すために、消火器などを設置し、使い方を確認しておく
 ◎お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保しておく
 ◎防火防災訓練に参加するなど、地域ぐるみで対策を行う